

マージン率等に係る情報提供

キューブ株式会社

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和5年度(令和5年6月～令和6年12月))

記

- 1 令和5年6月1日現在 派遣労働者数 3人
- 2 令和5年度 派遣先事業所数(実数) 7件
- 3 令和5年度 労働者派遣に関する料金の平均額 31,000円
(1日当たりの料金額(8時間労働として計算))
- 4 令和5年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 20,650円
(1日当たりの賃金額(8時間労働として計算))
- 5 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 33.39%
- 6 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

| 訓練の内容 | 対象者 | 方法 | 実施主体 | 費用負担 | 賃金支給 | 1人当たりの平均実施時間 |
|---------|--------------|--------|------|------|------|--------------|
| 新規採用者訓練 | 未経験者の新規採用者 | OJT | 弊社 | 無償 | 有給 | 6時間 |
| 能力向上訓練 | 採用後1年経過者の希望者 | OFF-JT | 弊社 | 無償 | 有給 | 8時間 |

キャリアコンサルティング相談窓口 営業派遣事業係 TEL03-6803-2872

7. その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、法定福利費、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

8. 派遣労働者の待遇決定に係る労使協定の締結

労使協定の締結： 締結済
協定労働者の範囲 システム開発に関連する業務
協定書の有効期間終期 2025年3月31日

以上